

事例番号:360054

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 6 日

14:15 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

1:36 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 0 日

(2) 出生時体重:3300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 2 日 左上肢筋緊張亢進

生後 5 日 退院

生後 10 ヶ月 座位未、緊張強く反り返りや痙攣が強い

(7) 頭部画像所見:

生後 11 ヶ月 頭部 MRI で低酸素・虚血を示唆する所見を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 6 日、陣痛発来で入院した際の対応(バイタルサインの測定、内診、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 分娩経過中の管理(間欠的胎児心拍聴取、分娩監視装置装着)は一般的である。

3) 新生児経過

(1) 出生後の管理は一般的である。

(2) 出生後、左上肢筋緊張亢進が認められたため、生後3日に精査目的で高次医療機関 NICU に搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図は保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例では補償請求者より当該分娩機関に補償の申請依頼があった。その後に補償申請され、原因分析のため必要となる書

類の取り寄せの依頼が当該分娩機関に行われた時点では診療録の保管期限とされる 5 年を経過しており、胎児心拍数陣痛図の一部が破棄されていた。本制度に申請された事例については、猶予をもって診療録や胎児心拍数陣痛図を保存しておくことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。